

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和7年2月20日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400250号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第2400019号

## 第1 結論

平成5年9月から平成6年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和44年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年9月から平成6年2月まで

私の国民年金については、会社退職後の平成5年9月頃に父親が加入手続きを行い、請求期間の保険料を納付してくれていたはずである。加入手続き及び保険料納付の詳細については、父親の記憶が曖昧になってきていることから、もう分からないが、当時、A市B区に住んでいたため、保険料については、家の近くにあったC郵便局で納付してくれていたのではないかと思っている。

父親は、保険料を納付することは国民の義務であると言っていたので、請求期間の保険料を納付していたことは間違いのないと思う。調査して、請求期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、加入手続き及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする父親については、請求者によると、請求期間当時の記憶が曖昧であるため詳しいことを聞くことはできない旨陳述している上、C郵便局は、請求期間当時の領収済通知書等の保管はない旨陳述していることから、請求者に係る加入手続き及び保険料納付状況の詳細については不明である。

また、オンライン記録によると、請求者の現在の年金記録を管理している基礎年金番号(平成9年1月から使用されている制度共通の記号番号)は、請求者が平成9年1月時点で加入していた厚生年金保険に係る記号番号において付番されており、平成9年4月25日に当該基礎年金番号を用いて、請求期間に係る国民年金被保険者資格を遡って取得する事務処理が行われていることが確認できる。

さらに、請求期間の保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号(平成8年12月まで使用されていた国民年金に係る記号番号)が払い出されているこ

とが必要となるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録において、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方、漢字等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これらのことから、請求者は、請求期間当時において、国民年金に未加入であり、納付書が発行されることはなく、当時、父親が請求期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、上述の資格取得に係る事務処理が行われた時点（平成9年4月25日）において、請求期間の保険料は、既に2年の時効が成立していたことから、父親は、請求期間の保険料を遡って納付することもできなかったものと考えられる。

このほか、A市は、請求者に係る国民年金の記録の保管はない旨回答している上、父親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。